

令和7年3月1日からIHCでは

犯罪実行者募集情報を

いわゆる闇バイト投稿

「違法情報」

として通報を受け付けます。

※ IHC：インターネット・ホットラインセンター（Internet Hotline Center）

IHCの運用ガイドラインを改定しました！

！ 次のような投稿は、**違法情報（職業安定法違反等）**として、IHCへの通報対象となります。

犯罪実行者募集情報

▶ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での労働者の募集

「闇バイト」「ホワイト案件」「叩き」「受け子」「出し子」「運びの仕事」等の犯罪の実行者の募集を示唆する表現が記載された投稿

▶ 虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような労働者募集の表示

募集者の氏名（名称）、住所、連絡先、業務内容、就業場所、賃金について記載のない求人の投稿



！ 今回の改定では、次の情報も違法情報として新たに通報対象に追加されました。

- 無登録貸金業者による広告（いわゆる「ヤミ金」の広告）
- 拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為

